

北斗市	部	経済部	課	水産商工労働課				
投げ込み日	令和	3	年	11	月	30	日	
情報解禁日	令和		年		月		日	<input checked="" type="checkbox"/> 指定無

北斗市地域商業ウィズコロナ対策支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により収縮した地域経済活動を支援するため、地域の商店会等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動に要する経費の一部を補助することにより、地域商業活性化の促進を図ることを目的とした事業です。

○対象者

以下に該当するもの

- ① 北斗市商工会 ② 市内商店会（上磯駅前商店会、本町商店街振興会、七重浜商店会）
- ③ 市内で営業している事業者3者以上で構成された団体（同業種、異業種グループを問わず）

○補助対象経費

補助対象事業者が実施する次の事業経費を補助対象とします。

- ① 北斗市商工会が実施する「LINE広告クーポン事業」等に係る経費
- ② 市内で実施される感染拡大防止及び販売促進に係る事業（販売促進のために実施するイベント開催等でのチラシ、ポスター、商品券等に係る印刷費・広告費、出演者報償費、抽選くじの景品購入等に係る費用など）

※詳細につきましては、別添リーフレットをご参照ください。

想定している事業としては、商工会が主体となる「LINE広告クーポン事業」や、市内商店会のほか、市内で営業している事業者3社以上で構成された団体が行う年末大売出しなどの販売促進事業を考えており、これらに係るイベント広告経費や、飲食を伴うイベントでのテイクアウトやデリバリー等に係る消耗品購入経費、抽選くじの景品購入等に係る費用などを補助対象経費としています。

補助限度額は、対象事業者により50～300万円以内、補助率は4/5以内としており、受付はすでに開始していますが、事業実施前に市役所への事前相談をしていただくことが条件となります。

また、この事業については、既定の予算に達した時点で事業終了となりますが、この事業を活用してもらい、地域商業活性化の促進につなげていきたいと考えております。

○経緯・今後の予定

現状では、商工会、市内商店会（3団体）のほか、1団体からの事前相談を受けており、事業実施及び事業申請に向けて準備を進めているところであります。

水産商工労働課	課長	石坂 弘之		
当日	連絡先	73-3111	内線	289
前日	連絡先		内線	

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼

人と、未来と、ほくと。



北斗市地域商業ウィズコロナ対策支援事業

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収縮した地域経済活動の回復を支援するため、地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動に要する経費の一部を補助することにより、地域商業活性化の促進を図ることを目的とした事業。

2 対象事業者・支給要件等

対象者	<p>以下に該当するもの</p> <p>① 北斗市商工会</p> <p>② 上磯駅前商店会、本町商店街振興会、七重浜商店会</p> <p>③ 市内で営業している事業者3者以上で構成された団体（同業種、異業種グループを問わず）</p> <ul style="list-style-type: none">・ただし、メンバーの1/2以上が宿泊業・飲食サービス業者・小売業であること。・風俗営業等に該当しないものであること。 <p>※同一申請団体へは、1会計年度2回を申請上限とする。（ただし、補助限度額については累計金額）</p>
補助対象経費	<p>補助対象者が実施する次の事業経費を補助対象とします。</p> <p>① 北斗市商工会が実施する「LINE広告クーポン事業」等に係る経費</p> <p>② 市内で実施される感染拡大防止及び販売促進に係る事業（ただし、商工会または観光協会の後援を受けた事業であること。）</p> <ul style="list-style-type: none">・補助事業者が消費者に感染予防の注意を促すための広報物の作成・広告経費・補助対象者が企画・実施するテイクアウト、デリバリー等の巣ごもり消費に対応した販売促進に係る経費・補助対象者が発行する商品券、クーポン券に係る印刷、発送、広告に係る経費・補助対象者が販売促進のために実施するイベント開催等に係る経費 <p>ただし、感染症拡大防止に配慮すること</p> <p>（補助事業の具体例）</p> <ul style="list-style-type: none">・チラシ、ポスター、フラッグ、のぼり、ステッカー、横断幕等の広報物作成経費・作成した広報物の掲出、広告、HP更新等に係る経費・商店街内の消毒、アナウンステープ作成などの経費・容器、はし類、包み紙、手揚げ袋、おてふき、ナイロン手袋等、テイクアウトやデリバリー事業等に係る消耗品購入経費（イベント開催時に消費することができないものは対象外）・宅配業務等の委託料・雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞折り込み、WEB掲載等の広告宣伝費・ステージイベントに係る出演者報償費、抽選くじの景品購入等に係る費用
補助限度額・補助率	<p>① 北斗市商工会 補助限度額 300万円以内 ・ 補助率 4/5</p> <p>② 市内商店会 補助限度額 100万円以内 ・ 補助率 4/5</p> <p>③ その他商業団体 補助限度額 50万円以内 ・ 補助率 4/5</p>
事業実施期間	<p>令和3年11月9日以降に開始し、令和4年3月15日の間に事業が終了するもの。</p> <p>※ただし、事業開始前に市役所へ事前相談をしているものに限りです。</p> <p>○申請受付：令和3年11月9日～令和4年2月28日</p> <p>※この事業は、既定の予算に達した時点で事業終了となります。</p>